

株式会社アシックス

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総論

1. 目的

当社グループは、「アシックススピリット」と「アシックスCSR方針」に基づき、グローバルレベルでの持続的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス基本方針」（以下「本方針」という。）を定める。

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がける。

また、当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかし—Anima Sana In Corpore Sano—」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology—スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行うことを企業活動の基本方針とする。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

第2章 株主等のステークホルダーとの関係

1. 基本方針

当社は、社会とともに持続的に発展するため、株主を含むステークホルダーの声に耳を傾け、対話し、それぞれの利害と当社への期待を理解し尊重することを通して、互いの信頼関係と両者に有益なパートナーシップを構築する。（基本原則5）

2. 株主との関係

(1) 株主総会の位置づけ

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場である。（1-2）

(2) 株主の権利の確保

当社は、例えば、以下の施策を実施することにより、外国人株主および少数株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保し、かつ、株主の実質的な平等性を確保する。

- ・少数株主権等、株主の権利行使の手続を株式取扱規程に規定
- ・より多くの株主が出席できるように配慮して株主総会の開催日を設定
- ・招集通知について、早期発送に努め、また、当社ウェブサイトへの掲示等の電子的手段により発送前に開示
- ・インターネットによる議決権行使制度、議決権電子行使プラットフォームの導入実施による、利便性の高い議決権行使環境を確保
- ・外国人株主の円滑な権利行使のため、合理的な範囲で英文の情報を開示

（基本原則1、1-2②、1-2③）

(3) 株主との対話

当社では、情報開示規程を定め、株主を含むステークホルダーへの情報開示に努め、以って、建設的な対話に資するよう努める。また、IRを担当する取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署とする。

株主との面談は、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、代表取締役社長CEO、担当取締役または経営企画室のIR担当者が対応する。(5-1、5-1①)

(4) 資本政策の基本的な方針

当社は、売上高、営業利益率およびROEに基づきグループ経営目標を設定して経営を行う。

また、当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当について、収益状況に応じつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本方針とする。(1-3)

(5) 政策保有株式に関する基本的な方針

① 保有に関する方針

当社は、事業上の関係構築・強化やシナジー創出のため、株式の政策保有を行う。

主要な政策保有株式について、取締役会で毎年、保有の合理性を事業環境、経済環境等の観点から総合的に検証し、見直しを行う。

② 議決権行使の方針

政策保有株式に係る議決権の行使については、当社と投資先企業の双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に判断する。(1-4)

(6) 買収防衛策

当社は、企業価値を損なうような敵対的買収から、株主の利益や当社の企業価値を守る目的で、買収防衛策を導入する。

買収防衛策の発動に関しては、取締役会の恣意性を排除し、以って経営者の保身としての発動の可能性を排する。(1-5)

(7) 関連当事者間取引

当社は、当社役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会において承認を得るとともに、その取引の結果について、取締役会に報告する。

また、当社は、当社役員の近親者や主要株主等との間で取引を行う場合は、取引の規模および重要性に応じて、事前にと取締役会に報告を行う。(1-7)

3. ステークホルダーとの協働

(1) アシックスCSR方針

スポーツに関わる製品やサービスを通して、世界の人々の健康と幸せ、そして持続可能な社会と環境を実現するために「アシックスCSR方針」を定める。

当社グループは、「アシックスCSR方針」を役員および従業員一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当部署を置き、同部署が当社グループのコンプライアンスへの取組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および従業員が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。(2-2)

(2) ステークホルダーとの関係

当社グループは、より「サステナブル（持続可能）な企業」となるため、お客様、従業員、サプライヤーを始めとする様々なステークホルダーの利害を尊重し、ともによりよい活動を目指す。

(3) ダイバーシティへの取組み

当社は、ダイバーシティ推進リーダーらを任命してコアチームを結成し、「One Team”違いを活かす、高めあう」をスローガンにダイバーシティに取り組む。(2-4)

(4) 内部通報制度

当社は、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社を対象としたグローバル内部通報ラインを設置する。グローバル内部通報ラインは、当社の役員および従業員のみならずビジネスパートナーも通報できるものとし、これらの者が「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したりした場合、経営陣から独立した社外窓口または社内窓口を利用できる。(2-5)

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「アシックススピリット」、「アシックスCSR方針」および「アシックスグローバル行動規範」に基づき、情報開示規程を制定し、法定開示事項にとどまらず、各ステークホルダーにとって有用と思われる情報を、適時・適切に開示する。(基本原則3)

第4章 取締役会等の責務

1. 機関設計

当社は、複数名の独立社外取締役を含む独立性の高い取締役会を設置する。また、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、独立性の高い監査役および監査役会が取締役の職務執行を監査すると同時に、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度を導入し、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図る。さらに、取締役および執行役員の指名ならびに報酬というコーポレートガバナンスの重要事項の決定の公正性および透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。(4-4、1-1②)

2. 取締役会・取締役

(1) 取締役会の役割・責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行を行うとともに、独立社外取締役を中心とした業務執行の監督を行う。(基本原則4)

(2) 構成・資質

当社の取締役の人数は12名以内とし、その中に複数名の独立社外取締役を置くものとする。

取締役会がその役割・責務を果たすため、各取締役は、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行するのに適した人物であるべきであり、当社の事業に精通し、豊富な経験と知識を有することを要する。

独立社外取締役の資質および独立性について、適正なコーポレートガバナンスの確保のため、「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定め、その候補者を選任する。(4-11①)

取締役の候補者の決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保する。(3-1)

(3) 任期

各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とする。(1-1②)

(4) 報酬

取締役の報酬について、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とする。

取締役の報酬の決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保する。(4-2)

(5) 取締役会の実効性確保

当社では、各取締役がその役割・責務を適切に果たせるよう、例えば、以下の施策を実施する。

- ・年間の取締役会スケジュールについて早期に決定し、取締役に通知
- ・取締役会資料を事前に配布
- ・重要事項に関しては、社外取締役に事前に内容を説明 (4-11②)

(6) 取締役会の実効性評価

取締役会は、毎年一定の時期に、各取締役および各監査役へのアンケート（自己評価）等を実施し、取締役会の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する。(4-11③)

(7) サクセッションプランニング

当社は、会社が持続的な成長を続けるため、企業を取り巻く環境の劇的な変化に対応しつつ、会社の経営理念や経営戦略を実現できる後継者の育成計画を重要課題として設定する。(4-1③)

3. 指名・報酬委員会

当社は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性および透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置する。

指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とする。

取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議する。(4-10)

4. 監査役会・監査役

(1) 役割

当社の監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から以下の役割を担う。

- ① 取締役会の職務の執行の監査
- ② 会計監査人の選解任
- ③ 監査報酬に係る権限の行使

(2) 資質

監査役については、業務執行の適切な監査を行うために十分な経験と専門知識を有していなければならず、特に財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上選任する。(4-4、4-11)

5. 内部統制

取締役会は、内部統制基本方針を定めるとともに、その全般的な運用状況につき定期的に報告を受け、確認する。(4-3②)

6. 会計監査人

当社は、会計監査人の株主・投資家に対する責務を認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

会計監査人の具体的な資質として、当社は、世界各地で事業を展開していることから、世界中の多くの国や地域のメンバーファームとのネットワークを利用した高品質の監査の実施が可能な監査法人が会計監査人として望ましいと考える。(4-4)

7. 取締役・監査役への支援体制

(1) 取締役会事務局および監査役会の設置

当社は、取締役への支援体制として、取締役会事務局を設置し、取締役会の重要事項の事前説明等を行う。

また、当社は、監査役への支援体制として、監査役会の下に監査役室を設置し、監査に関する情報共有の補助等を行う。

(2) 情報提供の確保

取締役会および監査役会は、内部統制システムの運用を監督または監査する際に、支援体制や情報提供について確認を行う。

(3) 費用の負担

当社は、取締役または監査役からの求めに応じ、職務の執行について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還および債務の処理を行う体制を確保する。(4-13、4-13②)

8. トレーニング

当社は、新任取締役および新任監査役に対して、ビジネス（財務会計・企業価値評価・リーダーシップ・組織変革・経営戦略・事業創造）、会社法関連法令およびリスクマネジメントに関して役員や経営陣として必要な知識を習得できるよう、外部研修機関でのトレーニングの機会を設ける。また、独立社外取締役および独立社外監査役に対しては、当社の事業戦略の説明や、世界各地の主要拠点・スポーツイベント等の視察等を通じて、当社特有の事業内容の習得の機会を設ける。

就任後においても、弁護士等による講習を通じて、法改正等最新の知識の習得その他取締役および監査役の要望に応じた情報提供の機会を設ける。(4-14)

以上